

3. 都市づくりの実現に向けて

3-1 協働のまちづくり

3-1-1 協働のまちづくりの推進

(1) 「住民」「企業」「行政」の役割分担

都市マスタープランは、長期的な視点に立った適切な都市計画や都市づくりを行うための指針として、住民、企業（事業者）、行政が都市づくりの将来像について共有し、まちづくりに関する共通の理解を深めることを目的としています。また、都市マスタープランで示す将来像の実現には、住民、企業（事業者）、行政が対等なパートナーとして役割分担や連携、協力を行いながらまちづくりを推進していくことが不可欠です。そのため、それぞれの役割を次のとおり整理します。

住 民

まちづくりの主役は住民です。自分たちの住むまちをもう一度見直し、周辺に配慮した住まいづくりなど、自らできることを自発的に進めていくことが重要です。さらに、相互に尊重し、責任を持ってまちづくりを担い、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築いていくよう努めることなどが求められます。具体的には、マスタープランに掲げられた都市づくりの将来像を実現・推進する主体としてまちづくりに参加し、地域におけるまちづくりを主体的に担っていくことが期待されています。

企業（事業者）

町内で活動する企業（事業者）は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与することが求められています。具体的には、マスタープランに掲げられた都市像を実現するために、まちづくりの主体として事業活動を行うとともに、その事業活動にあたっては、周辺環境への配慮や環境保全・環境改善、都市施設の整備に対して貢献・協力していくことが期待されています。

行 政

行政は、マスタープランに従って、都市計画制度を適切に運用するとともに、土地利用の誘導や都市計画事業の実施により、計画的なまちづくりを進めます。また、行政は、まちづくりに関する情報提供を行うことにより、住民・企業（事業者）との情報共有に努めます。

住民の自主的なまちづくり活動を尊重し、住民主体のまちづくりに対して積極的な支援を行うとともに、住民、企業との協働によるまちづくりの推進を図ります。

図 3-1 住民・企業・行政の役割分担

(2) 協働のまちづくりの仕組み

多様な主体の参加機会の充実

住民や地域、NPOなどの団体、企業などが参画できるまちづくりを実現するためには、積極的に住民などの意見を反映していく必要があります。

また、土地利用に関する各種計画づくりなどまちづくりを進めるにあたっては、住民ニーズを的確に把握し、反映するよう努めるとともに、にぎわい・交流・生活・歴史・文化・自然などについて各住民層の視点を十分に活かせるよう積極的な参加を図ります。

協働のまちづくり組織の設立

地域住民が自らの手によって地域特性に応じたまちづくりを行っていくためには、その推進母体として地域レベルの組織が必要となります。そのため、(仮称)地域まちづくり協議会の設立を働きかけます。

(仮称)地域まちづくり協議会

(仮称)地域まちづくり協議会は、地域住民で構成し、地域のまちづくりの課題などを協議し、その解決策について検討することで、具体的なまちづくりの展開へとつなげていく役割を担います。

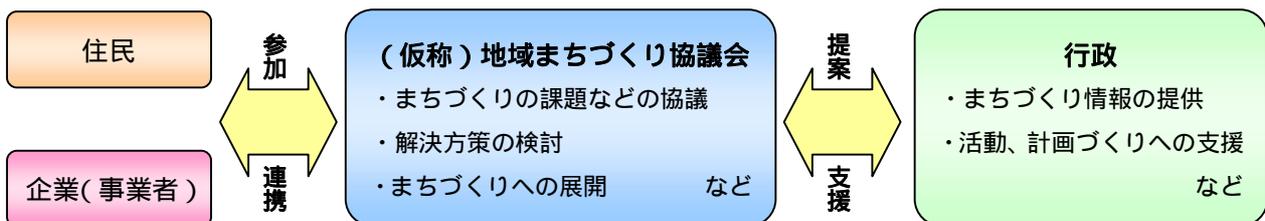


図3-2 協働によるまちづくりの仕組み

3-2 都市づくりの推進

3-2-1 都市づくりの推進

菟野町の都市づくりに関する主な取り組みの概要を示します。

表 3-1 都市計画に関する当面の取り組み

区分	対象地域、地区
(1)都市計画区域外の規制・誘導	朝上地域、竹永地域
(2)新都市拠点の整備	新名神高速道路(仮称)菟野 IC 周辺
(3)都市計画制度等の活用	
地区計画	新名神高速道路(仮称)菟野 IC 周辺、菟野駅周辺、既存集落、工業拠点、住民意向のある地区など
住民協定等	住民意向のある地区など

(1) 都市計画区域外の規制・誘導

都市計画区域外の朝上地域及び竹永地域については、平成 21 年度からそれぞれの地域住民と土地利用の規制誘導の必要性や、規制・誘導した場合の影響などについて検討する機会を設け、まちづくりに取り組んでいきます。

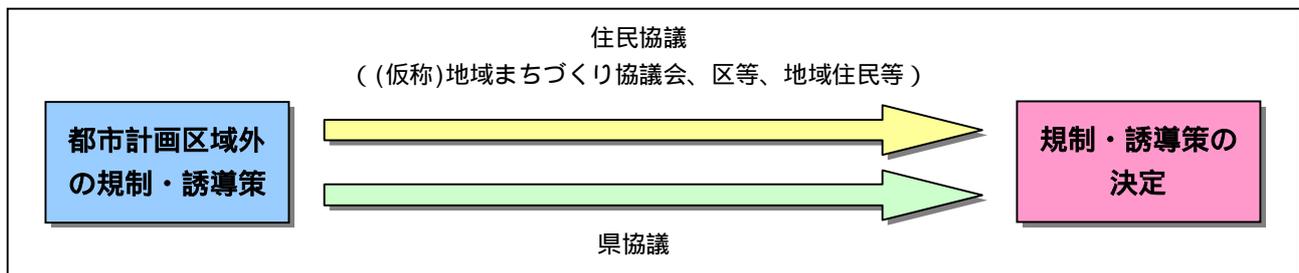


図 3-3 「都市計画区域外の規制・誘導」取り組み概念図

(2) 新都市拠点の規制・誘導

新しく拠点形成を行う菟野 IC 周辺は、新名神高速道路及び国道 477 号バイパスの進捗と整合を図りながら新市街地の形成の必要性や、整備誘導策の検討を行っていきます。

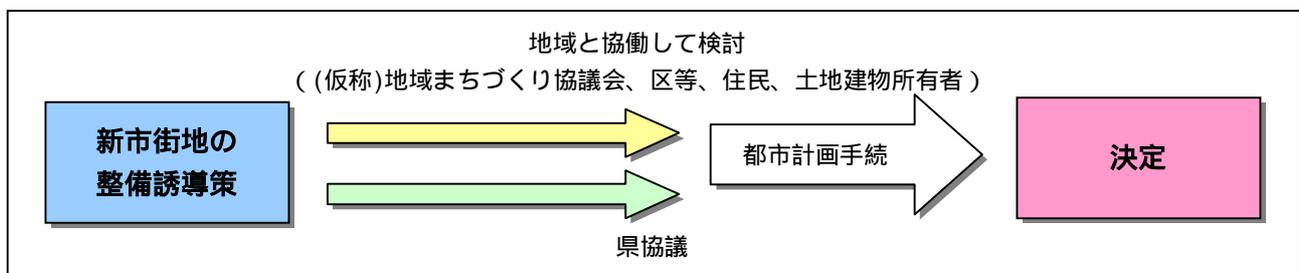


図 3-4 「新都市拠点の規制・誘導」取り組み概念図

(3) 都市計画制度等の活用

都市計画制度については、景観や生活環境の保全などを基本に活用を図ります。

また、建物の建築形態などそれぞれの地域に相応しいルールづくりについては、地域と協働で進めていく必要があります。

(仮称)地域まちづくり協議会や区等のまちづくりに対する意向を把握し、住民や土地建物所有者の理解を得ながら取り組んでいきます。

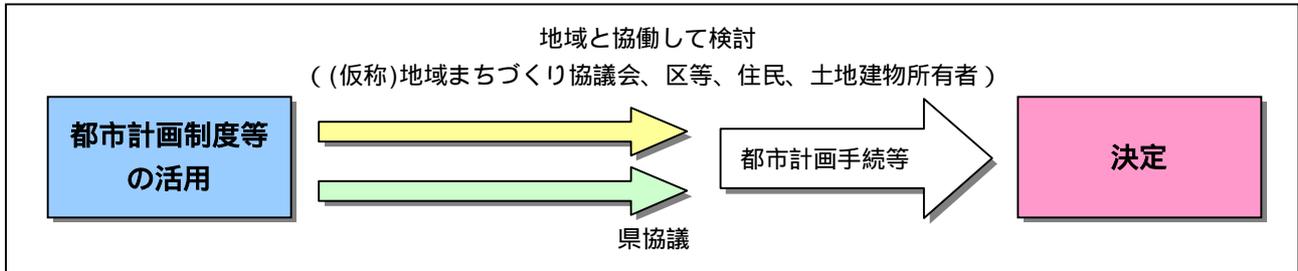


図 3-5 「都市計画制度等の活用」取り組み概念図